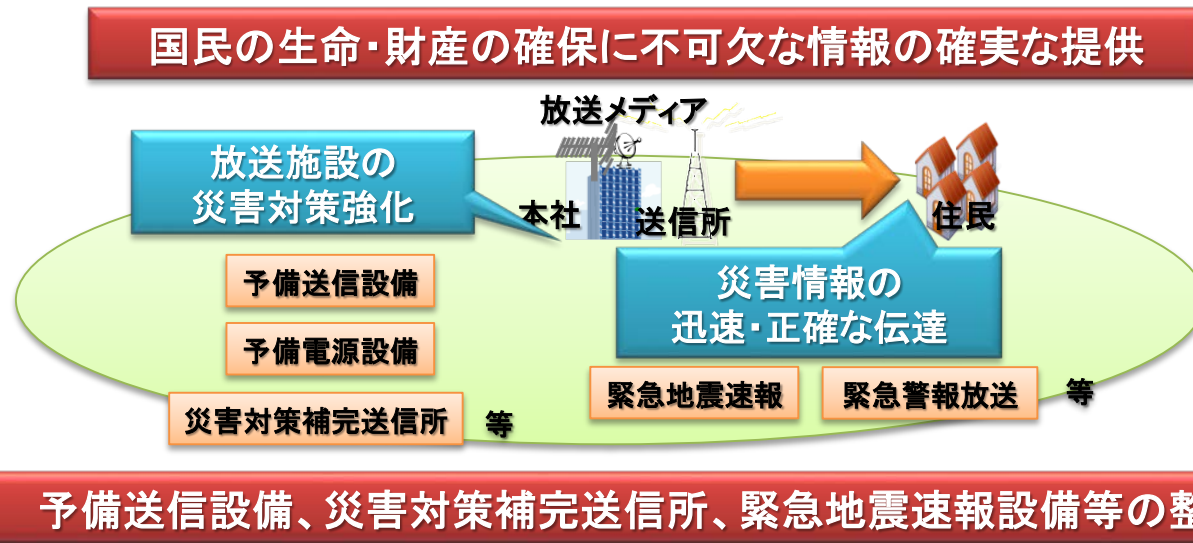


地上基幹放送ネットワーク整備事業

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。



- 補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
- 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合: 1/2、民間放送事業者等の場合: 1/3
- 補助対象経費 : 予備送信設備等(予備送信設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、予備電源設備)
災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)